

『日本近代教育史事典』一九七一年十二月 (平凡社)

〔 37 〕 産業教育 / 明治後期

### 実業教育費国庫補助法

明治二十七年 (一八九四) 六月二十二日法律第二一号として成立した。この法律によつて当時政府がどのようなことを考えていたかは、文部省が各府県に通達した実業教育費国庫補助標準に関する要綱によつて明らかである。すなわち、当分の間は、農業教育よりは工業教育に補助すること、高等の学校よりは低度の学校に力をそそぐこと、各学校に公布する補助金は特別の場合のほかは二千円程度とすることなどが示されている。この法律で、明治二十七年公立徒弟学校が一校であったものが、同三十一年には一七校となり、実業補習学校は一九校から一〇九校に増加している。この法律は、はじめ公立学校に対してのみ補助することになっていたが、明治四十三年 (一九一〇) 私立の実業学校にも与えられたという請願が貴族院に出され、遂に大正三年 (一九一四) そのように改正された。

(矢口 新)

### 実業学校令

明治三十二年 (一八九九) 二月に制定された。明治二十七年 (一八九四) の実業教育費国庫補助法の制定によつて、実業学校が急激に増加したため、これを統一するものとして制定されたのである。当時存在した学校は中程度の学校であったから、本来この勅令の対象は中等実業学校であった。明治三十六年 (一九〇三) 専門学校令の制定の時実業学校令を改正して、第二条に専門学校のことを附加したのは、制度の体系としては多少整わない感がある。はじめこの勅令案が文部省から高等教育に諮問された時には、非常な論議が行われた。それは、それまでの諸学校令によつて作られた学校制度によつて来たる所が異なることを示すものといえよう。それは中学校令がそれなりに極めて抽象的ではあるが、学校の全体系をおおうものとして制定されているからである。しかしともかく、二月六日

勅令第二十九号として制定の運びに至つたのは、実業教育制度の必要性が強かつたからに他ならぬ。

第一条には「実業学校ハ工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス」とあり、つづいて第二条に実業学校の種類があげられている。それによると、工業学校・農業学校・商業学校・商船学校・実業補習学校があがつている。蚕業学校・山林学校・獣医学校・水産学校は農業学校の種類となつており、徒弟学校は工業学校の種類となつている。第三条に北海道、府県は実業学校を設置することができるという規定がある。文部大臣は土地の情況に依じて必要な実業学校の設置を府県に命ずることができることになつている。この設置の規定は高等教育会議で大きな論議を招いた所である。文部省案に府県は設置すべしというようになつていたので改められたのである。大正九年 (一九二〇) の改正、および昭和初期の改正については後に述べる。(矢口 新)

### 実業学務局

文部省において実業教育を担当する部局

はしばしばかわっている。明治三十年（一九〇七）実業教育局がはじめて局として成立したが、三十一年廃止、また三十三年実業学務局を再興した。これはまた大正二年（一九一三）また廃止され、大正八年再び復活し、以後昭和十七年に廃止されるまで続いた。

（矢口 新）

## 実業学校の甲種・乙種

実業学校令の制定とともに各種の実業学校規程が制定されたが、農業・商業・商船学校の規程においては、甲乙の二種が規定されている。甲種は年齢十四歳以上、高等小学校卒業を入学資格として修業年限三年のもの、乙種は年齢十二歳以上、尋常小学校卒業を入学資格として修業年限三年の学校である。工業高校では、乙種に当るのは徒弟学校である。大正十年（一九二〇）の改正で制度上は廃止されたが、通称としてはその後も使われた。

（矢口 新）

## 実業専門学校

明治三十六年（一九〇三）の実業学校令の

改正により、第二条に、「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス。実業専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル」という規定が附加された。この年専門学校令が制定されたことによるものであり、専門学校令には、第一条に「高等ノ学術芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」と定められている。入学資格は中学校卒業以上、修業年限は三年となっている。実業専門学校というのは、明治三十年年代以後に実業教育の発展に応じて成立してきた学校である。

昭和十八年（一九四三）専門学校令が改正されるとともに、専門学校と実業専門学校の区別は廃止され、専門学校として統一された。各種の実業専門学校は工業専門学校、農林専門学校、経済専門学校などという名称になった。これは制度的に見れば中等学校の上に接続する学校として整備されたものといえる。

（矢口 新）